一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年２月１０日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構佐賀病院
院長　　円城寺　昭人

１.競争入札に付する事項

⑴購入等件名
エアマット賃貸借契約

⑵調達案件の特質等
入札説明書及び仕様書による。

⑶契約期間
令和５年４月１日～令和６年３月３１日

⑷納入場所
国立病院機構佐賀病院　　佐賀県佐賀市日の出１丁目２０－１

⑸入札方法
入札書には、物品本体価格のほか納入に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。なお、基本料金がかからない場合は０円と記載すること。

第一交渉権者に当たっては、総額を最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。入札書に記載された金額に相当金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記入すること。

２.競争に参加する者の必要資格に関する事項

⑴契約細則第５条の規定に該当される次の事項に該当する者は、特別な場合を除き、競争に参加する資格を有しない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第５条

経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一　契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
四　独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規定（平成２７年規程弟６３号）第２条各号に掲げる者

⑵契約規則第６条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。

【参考】第６条

経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由なく契約を履行しなかった者
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
八　前各号に類する行為を行った者
２　経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」の A、B、C 又は D の等級に格付けされ、九州・沖縄の競争参加資格を有する者であること。
⑷　購入する物品を、病院が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。
⑸ 当該調達物品について、契約期間中、常に安定供給できる者であること。
⑹ 契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

３.入札書の提出場所等

⑴入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒８４９－８５７７　佐賀県佐賀市日の出一丁目２０－１
独立行政法人国立病院機構佐賀病院　企画課契約係　　鶴　尚子
電話　０９５２―３０－７１４１

⑵入札書の受領期限

令和５年３月２日（木）１７時００分
（郵送する場合にも同期限までに必着のこと。）

４.入札執行の場所及び日時

⑴開札の日時及び場所

令和５年３月９日（木）１１時００分
独立行政法人国立病院機構佐賀病院　外来診療棟Ⅱ　２階中会議室

５.その他必要な事項

⑴入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

⑵入札保証金及び契約保証金　　免除

⑶入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、１（１）に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を３月２日（木）までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

⑷入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札者は無効とする。

⑸契約書の作成の要否　　要

⑹契約の相手方の決定方法

契約細則第２１条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

⑺詳細は入札説明書による。